

公職選挙法施行令の一部を改正する政令概要

公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の施行に伴い、選挙人名簿及び在外選挙人名簿に関する事務の合理化、引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認等について、所要の規定の整備を行う。

※ 今回の政令改正は、公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（平成28年法律第94号。以下「改正法」という。）のうち、第1条による改正（公職選挙法の一部改正）に伴うものである。

1. 選挙人名簿の登録制度の見直しに伴う改正（第14条、第23条の16）

改正法により、選挙人名簿の定時登録について、登録日が休日となった場合における登録の繰延べを認める（登録日が選挙の期日の公示・告示の日から選挙期日の前日までの間にある場合を除く。）こととしたこと等に伴い、登録日の告示等の規定の整備を行う。

2. 選挙人名簿及び在外選挙人名簿の内容確認手段の閲覧への一本化に伴う改正

（第21条、第22条、第23条の17）

改正法により、選挙人名簿及び在外選挙人名簿の内容確認手段（現行：閲覧及び縦覧）を閲覧に一本化し、縦覧を廃止したことに伴い、選挙人名簿及び在外選挙人名簿の縦覧に関する規定を削る等の規定の整備を行う。

3. 都道府県選挙の選挙権に係る同一都道府県内移転時の取扱いの見直しに伴う改正

（第34条の2、第34条の3、第35条、第50条、第59条の4、第59条の5の4）

改正法により、同一都道府県内に引き続き住所を有している者については、市町村を単位として2回以上住所を移した場合にも、都道府県の選挙の選挙権を認めることとしたことに伴い、引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認に関し、住民基本台帳ネットワークシステムを用いた当該都道府県の区域内に住所を有することの確認手続き等の規定の整備を行う。

4. その他所要の規定の整備

条項ずれの手当、字句の整理等、所要の規定の整備を行う。

【施行期日】

改正法の施行の日（平成29年6月1日）